

特記仕様書（案）

〔大阪市自転車通行環境整備計画の改定に伴う道路空間再配分検討等業務委託〕

特記仕様書(1)

1 業務件名

大阪市自転車通行環境整備計画の改定に伴う道路空間再配分検討等業務委託

2 業務期間

契約日 ～ 令和9年3月31日

3 業務区域

市内一円

4 業務概要

建設局では、平成28年に「大阪市自転車通行環境整備計画（以下、整備計画）」を策定して自転車通行環境の整備を進めており、令和6年度に市内中心部の優先整備路線約65kmの整備が完了予定である。

これまでは、緊急整備として、既設の道路幅員構成を変更せずに車道に矢羽根型路面表示を設置し通行帯を整備してきた。

一方、令和7年以降の整備を進めるために、現在、整備計画の改定（令和7年度末予定）に向けて、別途委託業務にて整備計画の改定業務を行っているところであり、改定予定の計画では「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（令和6年6月改定）（以下、「国ガイドライン」という。）」に準じ、“自転車道”、“自転車専用通行帯”を完成形の整備形態とする予定である。

今後、“自転車道”、“自転車専用通行帯”を整備するためには、既存の道路幅員構成では対応できない場合も多いため、道路空間の再配分も含めた検討が必要となる。

自転車道は、国ガイドラインにおいて、一方通行を基本とされているが、中央大通のような広幅員の道路では、一方通行では自転車利用者の利便性が著しく低下し、地域住民等との合意形成を進めていくため、双方向通行自転車道の検討が必要となっている。また、双方向通行自転車道には、交差点での自転車と歩行者の交錯、交差点隅角部の形状、信号処理など多くの課題があるが、設計基準や指針がない。

したがって、大阪市が指定するモデル整備路線（中央大通）において、社会実験を含めた検討により円滑な交通処理状況の検証を行うこととしている。

本業務は、道路空間の再配分を考慮した設計、双方向通行自転車道の整備に向けた検討及び交通状況調査、交通流シミュレーションを行うものである。

5 管理技術者の資格及び実績要件

本業務では管理技術者を配置することとし、管理技術者は、次の各号にあげる事項にいずれも該当すること。

- (1) 次の（ア）～（エ）のいずれかに該当していること。
- （ア） 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「道路」、または「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- （イ） 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「道路」、または「建設－都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- （ウ） 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。
- （エ） RCCM（「道路部門」、または「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、登録を受けている者。
- (2) 平成 26 年度以降に元請けの技術者として従事した実績を官公庁発注の道路空間の再配分の実績。
- (3) 受注者と直接雇用関係を有していること。

6 照査技術者の資格及び実績要件

本業務では照査技術者を配置することとし、照査技術者は、次の各号にあげる事項にいずれも該当すること。

- (1) 次の（ア）～（エ）のいずれかに該当していること。
- （ア） 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「道路」、または「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- （イ） 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「道路」、または「建設－都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- （ウ） 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。
- （エ） RCCM（「道路部門」、または「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、登録を受けている者。
- (2) 平成 26 年度以降に元請けの技術者として従事した実績を官公庁発注の道路空間の再配分の実績。
- (3) 受注者と直接雇用関係を有していること。

7 担当技術者の実績要件

本業務では担当技術者 1，担当技術者 2 を配置することとし、平成 26 年度以降に元請けの技術者として従事した以下の実績(ア.イ.)を満たすこと。また受注者と直接雇用関係を有していること。

＜担当技術者 1＞

ア．官公庁発注の道路空間の再配分の実績

＜担当技術者 2＞

イ．官公庁発注の社会実験計画策定の実績

8 照査技術者及び照査報告

本業務の実施にあたっては業務委託共通仕様書（I-2-1-1-5）に基づき、第 6 項に定める照査技術者を配置し、業務委託共通仕様書（I-1-1-1-8）の規定に従い、照査を実施することとする。また、管理技術者は、照査技術者によりとりまとめられた照査報告書を確認し、監督職員に提出するものとする。

特記仕様書(2)

1. 適用

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）＜令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用＞（以下、「業務委託共通仕様書」という。）」に基づくほか、各特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

なお、詳細については「トップページ＞産業・ビジネス＞入札契約情報＞各局等入札契約情報＞建設局＞入札・契約のお知らせ＞共通仕様書のダウンロード＞業務委託共通仕様書＞業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）＜令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用＞」を参照すること。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>

2. 単価及び歩掛の適用年月について

設計業務委託等技術者単価および公共工事設計労務単価については、国土交通省より令和 6 年 2 月 16 日付で示された「令和 6 年度 設計業務委託等技術者単価」及び「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」を適用している。

3. 監督職員

- (1) 発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知する。
- (2) 監督職員は、契約図書に定めた範囲内において、設計数量等の把握をすると共に、承諾、協議を行う。

4. 成果品の納入

- (1) 本業務の成果品の提出部数は以下の記載のとおりとする。なお、特記仕様書(3)に記載の業務遂行に必要な資料の部数については、監督職員と協議すること。
 - ・報告書電子データ一式（PDF 及び編集可能なファイル）DVD 等メディア 2 部
 - ・報告書（A4 サイズ、パイプ式ファイル）2 部
 - ・報告書概要版（A3 サイズ、数ページ）10 部
- (2) 成果品は、業務委託共通仕様書を標準とし、詳細については監督職員と協議すること。
- (3) 監督職員の指示がある場合には PDF 形式ファイルデータを作成し提出すること。
- (4) なお、データの提出に際しては、ウィルス等の検査を行い、当局のシステムに障害を及ぼさないようにし、ウィルス検査の結果を監督職員に報告すること。

5. その他

- (1) 監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。
- (2) 本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。

特記仕様書(3)

本特記仕様書は、大阪市自転車通行環境整備計画の改定に伴う道路空間再配分検討等業務委託に適用する。

「1」 業務内容について

第1号業務 検討等業務①

1 業務計画書の作成等

(1) 業務計画書の作成

業務委託共通仕様書(I-1-1-1-12 業務計画書)に基づき業務計画書を作成すること。

(2) 既存資料の収集整理

以下の対象箇所(ア、イ、ウ)において、別途貸与する資料(過年度検討資料、過去の電線共同溝の詳細設計成果物、工事竣工図書等)をもとに、業務に必要な資料を収集・整理するとともに、現状を十分に把握すること。なお、貸与資料については、紛失や損傷に十分注意すること。

【対象箇所】「別紙1 位置図1」

ア 築港深江線(中央大通：九条2交差点を含む)：約0.4km

イ 大阪市無電柱化整備計画の対象路線(道路延長 合計 約11.5km)

大阪和泉南線(約4.9km)、大阪高槻京都線(約1.5km)、
国道176号(約0.8km)、大阪池田線(約1.2km)、大阪中央環状線(約3.1km)

【大阪市無電柱化整備計画(2020年3月)】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000498787.html>

ウ 裁判所東筋線、鳥居筋線、大阪八尾線、大阪臨海線：約0.5km(なお、路線の選定については、監督職員により指示を行う。)

(3) 現地踏査

第1号第2項の対象箇所について、現地踏査を行い、現地状況を把握する。現場状況はインターネット(Googleストリートビュー等)を活用し、必要に応じて随時実施することとし、設計変更の対象としない。

なお、対象箇所については監督職員より別途指示するものとする。

2 事業遂行に向けた管理

(1) 発注工程計画表の作成

工事及び社会実験の実施に係る発注ロットや発注時期（契約事務手続き）等を検討し、発注工程計画表を作成する。他事業との調整、交通管理者、埋設企業者等及び地元住民の協議状況や詳細設計進捗の結果を踏まえ、適時、発注者との協議を踏まえ更新する。なお、工程の根拠も併せて整理すること。

(2) 事業の課題・リスク管理・対応方針の検討

事業遂行に向けた工程作成にあわせ、事業の課題とリスクを抽出・検討し、課題・リスク一覧表を作成する。また、課題・リスクへの対応方針を検討・提案する。なお、一覧表は作成後1ヶ月に1回程度、発注者との協議を踏まえ適時更新する。

(3) 予算管理

前項までの検討結果を踏まえ、工事に係る予算を整理するとともに、年度ごとの予算を区分する。また、他事業との調整が生じる場合は、関連する予算について、整理すること。

3 関係機関協議・資料作成（交通管理者・埋設企業者・鉄道事業者・地元調整等）

地元・関係機関協議支援

本事業の実施にあたり、必要な関係機関（庁内、交通管理者、埋設企業者、鉄道事業者等）及び地元との協議支援を行う。

受注者は、関係機関協議に係る日程調整、資料作成（各機関との調整を含む）、資料説明や協議への出席、議事録の作成と確認等を行うこと。

<道路空間の再配分に向けた検討>

4 自転車通行空間創出手法の検討及び計画

対象箇所は、以下のとおりである。「別紙2 位置図2」を参考

- ・ 大阪市無電柱化整備計画の対象路線（合計 約 3.3 km）
 - 大阪高槻京都線 （約 1.2 km）
 - 大阪中央環状線 （約 2.1 km）

(1) 自転車通行空間（自転車道等）詳細検討【道路詳細設計（B）※予備設計なし】

対象箇所において、本市より貸与する測量の成果を基に、自転車通行空間（自転車道等）の整備について詳細を検討し、計画平面図及び縦横断図、構造物等の一般図、工種別数量計算書を作成すること。また、自転車通行空間（自転車道等）の整備にあたり、自転車駐車場の改良・移設が必要となる場合は、併せて詳細検討（設

計) すること。

(作業区分内容)

ア 道路詳細設計 (B) 対象範囲

設計計画及び施工計画	○
現地踏査	○
平面縦断設計	○
横断設計	○
道路付帯構造物・小構造物設計	○
仮設構造物・用排水設計	○
設計図	○
数量計算	○
照査	○
報告書作成	○

※○印は本業務の対象範囲を示す。

イ 道路詳細設計 (B) 補正条件

地形	市街地
車線数	6～7車線
複断面	無し
歩道設計	有り
暫定計画	無し
取付道路、付替水路等	有り
道路環境関連施設	有り
特殊法面	無し
工区分割	無し
地盤改良	無し
現道拡幅等で車線変更等	無し

(業務にあたっての留意点)

ア 第7号業務 第1号の結果から、道路幅員の中で車道・歩道・植樹帯等に加えて自転車の通行空間に必要な幅員を確保し、本市道路構造条例の特例値等から断面構成を決定し、自転車通行空間の整備形態を選定し、交通管理者等へ協議する。

イ 交通管理者をはじめとする関係機関との協議において発生する改良案等については、監督職員の指示に基づき、構造物の配置など随時検討・修正を行うこ

と。また、法定外の路面表示の記載内容、設置方法などについては、必要に応じて検討・提案すること。

- ウ 平面図作成においては、街区毎に数量がわかる図面を作成し、引き出し線、番号、凡例、集計表等を記載し、判別が容易となるよう取りまとめるものとする。
- エ なお、関係機関協議により変更が生じる場合は、協議内容を反映し修正すること。

(2) 電線共同溝修正設計業務

第4号第1項 自転車通行空間(自転車道等)詳細検討で作成する図面について、電線共同溝の修正詳細設計を併せて行い、計画平面図及び縦横断図、構造物等の一般図、工種別数量計算書を作成すること。(財)道路保全技術センター発行の「電線共同溝」(平成7年11月)に基づき行うものとする。

電線共同溝配置計画においては、管路・枿等の計画位置が、他の埋設企業者と近接する場合は、埋設物の移設を含めて検討すること。

連携設備の立上や電力等の地上機器が必要な枿等に関しては、設置にあたり支障を及ぼさない配置とし、電線管理者等とこれら位置決定の協議に必要となる資料作成などを行うこと。

(3) 照明施設修正設計業務

電線共同溝修正設計業務に併せ、道路照明灯の更新工事、電源地中化に必要な修正詳細設計を行うものである。

第4号第1項及び第4号第2項と同様に貸与する過去の電線共同溝の詳細設計成果物を参考に、以下の内容を考慮すること。

- ア 業務委託共通仕様書の設計参考資料に基づき道路照明灯の修正設計を行うこと。
- イ 道路照明灯は原則、連続照明として設計するが、別途、指定する交差点については交差点照明として設計を行うこと。
- ウ 電線共同溝計画、周辺状況、既存施設、計画、環境等に配慮して設計を行うこと。

<第2号業務> 検討等業務②

<双方向通行自転車道の整備に向けた検討>

1 双方向通行自転車道の交差点処理及び幅員構成に関する検討

対象箇所は、築港深江線(中央大通:九条2交差点を含む):約0.4kmである。交差点詳細設計及び単路部詳細設計は過年度に実施している(信号現示の調査についても実施済である)。

(1) 現状の課題抽出及び過年度成果物を踏まえた計画案の課題抽出

築港深江線の現状の課題を整理し、過年度成果物を参考に本路線の概要（道路空間構造、現状歩道幅員、駐輪場（既設）の状況、植栽状況）を整理する。

過年度成果物から計画案の課題を抽出し、社会実験を実施することで得られる効果を考察すること。

(2) 双方向通行自転車道の交差点処理及び幅員構成に関する検討

第7号業務 第1号の結果及び過年度成果物から、道路幅員の中で車道・歩道・植樹帯に加えて自転車の通行空間に必要な幅員を確保し、本市道路構造条例の特例値等から断面構成を決定する。また、歩行者・自転車の通行導線を考慮し、交差点処理の形状および単路部の歩道及び自転車の通行空間の割合についても検討すること。

(3) 社会実験計画方針の立案

上記の状況を踏まえて、計画方針を立案する。また、過年度成果物を活用し、自転車通行空間の形態について比較項目（利便性、安全性、車線に与える影響等）を整理し、検討説明資料を作成する。併せて、過年度成果物を活用し、駐輪場整備計画検討の説明資料を作成すること。

2 検討会議の会議運営支援

双方向通行自転車道の整備に向けた検討について、検討会議運営を支援する。会議の資料作成、資料説明、会議出席、議事録の作成を行うものとする。検討会議の会議メンバーは、道路管理者、交通管理者、地元、学識等としており、計3回を想定している。なお、会場確保や会場借上費用、参加者への旅費・謝金等の支払は含まないものとし、開催回数に変更が生じた場合は、本市と協議のうえ、設計変更の対象とする。

<第3号業務> 検討等業務③

<道路空間の再配分に向けた検討>

1 自転車通行空間創出手法の検討及び計画

対象箇所は、以下のとおりである。「別紙3 位置図3」を参考

- ・ 大阪市無電柱化整備計画の対象路線（合計 約 1.3 km）
 - 大阪和泉南線 （約 0.3 km）
 - 大阪中央環状線 （約 1.0 km）
- ・ 裁判所東筋線、鳥居筋線、大阪八尾線、大阪臨海線：約 0.5km（なお、路線の選定については、監督職員により指示を行う。）

(1) 自転車通行空間（自転車道等）詳細検討【道路詳細設計（B）※予備設計なし】

対象箇所において、第7号業務 第2号第1項 平面図作成の成果を基に、自転車通行空間（自転車道等）の整備について詳細を検討し、計画平面図及び縦横断面図、構造物等の一般図、工種別数量計算書を作成すること。

また、自転車通行空間（自転車道等）の整備にあたり、自転車駐車場の改良・移設が必要となる場合は、併せて詳細検討（設計）すること。

（作業区分内容）

ア 道路詳細設計（B）対象範囲

設計計画及び施工計画	○
現地踏査	○
平面縦断設計	○
横断設計	○
道路付帯構造物・小構造物設計	○
仮設構造物・用排水設計	○
設計図	○
数量計算	○
照査	○
報告書作成	○

※○印は本業務の対象範囲を示す。

イ 道路詳細設計（B）補正条件

地形	市街地
車線数	6～7 車線
複断面	無し
歩道設計	有り
暫定計画	無し
取付道路、付替水路等	有り
道路環境関連施設	有り
特殊法面	無し
工区分割	無し
地盤改良	無し
現道拡幅等で車線変更等	無し

（業務にあたっての留意点）

ア 第7号業務第1号の結果から、道路幅員の中で車道・歩道・植樹帯等に加え

て自転車の通行空間に必要な幅員を確保し、本市道路構造条例の特例値等から断面構成を決定し、自転車通行空間の整備形態を選定し、交通管理者等へ協議する。

- イ 交通管理者をはじめとする関係機関との協議において発生する改良案等については、監督職員の指示に基づき、構造物の配置など随時検討・修正を行うこと。また、法定外の路面表示の記載内容、設置方法などについては、必要に応じて検討・提案すること。
- ウ 平面図作成においては、街区毎に数量がわかる図面を作成し、引き出し線、番号、凡例、集計表等を記載し、判別が容易となるよう取りまとめるものとする。
- エ なお、関係機関協議により変更が生じる場合は、協議内容を反映し修正すること。

第4号業務 検討等業務④

<道路空間の再配分に向けた検討>

1 自転車通行空間創出手法の検討及び計画

対象箇所は、以下のとおりである。「別紙4 位置図4」を参考

令和8年9月末まで（合計 約 1.3 km）

- ・ 大阪和泉泉南線（約 1.3 km）

(1) 自転車通行空間（自転車道等）詳細検討【道路詳細設計（B）※予備設計なし】

対象箇所において、本市より貸与する測量の成果を基に、自転車通行空間（自転車道等）の整備について詳細を検討し、計画平面図及び縦横断図、構造物等の一般図、工種別数量計算書を作成すること。

また、自転車通行空間（自転車道等）の整備にあたり、自転車駐車場の改良・移設が必要となる場合は、併せて詳細検討（設計）すること。

（作業区分内容）

ア 道路詳細設計（B）対象範囲

設計計画及び施工計画	○
現地踏査	○
平面縦断設計	○
横断設計	○
道路付帯構造物・小構造物設計	○
仮設構造物・用排水設計	○
設計図	○
数量計算	○

照査	○
報告書作成	○

※○印は本業務の対象範囲を示す。

イ 道路詳細設計（B）補正条件

地形	市街地
車線数	3～4車線
複断面	無し
歩道設計	有り
暫定計画	無し
取付道路、付替水路等	有り
道路環境関連施設	有り
特殊法面	無し
工区分割	無し
地盤改良	無し
現道拡幅等で車線変更等	無し

（業務にあたっての留意点）

- ア 第7号業務第1号の結果から、道路幅員の中で車道・歩道・植樹帯等に加えて自転車の通行空間に必要な幅員を確保し、本市道路構造条例の特例値等から断面構成を決定し、自転車通行空間の整備形態を選定し、交通管理者等へ協議する。
- イ 交通管理者をはじめとする関係機関との協議において発生する改良案等については、監督職員の指示に基づき、構造物の配置など随時検討・修正を行うこと。また、法定外の路面表示の記載内容、設置方法などについては、必要に応じて検討・提案すること。
- ウ 平面図作成においては、街区毎に数量がわかる図面を作成し、引き出し線、番号、凡例、集計表等を記載し、判別が容易となるよう取りまとめるものとする。
- エ なお、関係機関協議により変更が生じる場合は、協議内容を反映し修正すること。

（2）電線共同溝修正設計業務

第1号第1項で作成する図面について、電線共同溝の修正詳細設計を併せて行い、計画平面図及び縦横断図、構造物等の一般図、工種別数量計算書を作成すること。（財）道路保全技術センター発行の「電線共同溝」（平成7年11月）に基づき行うものとする。

電線共同溝配置計画においては、管路・柵等の計画位置が、他の埋設企業者と

近接する場合は、埋設物の移設を含めて検討すること。

連携設備の立上や電力等の地上機器が必要な柵等に関しては、設置にあたり支障を及ぼさない配置とし、電線管理者等とこれら位置決定の協議に必要な資料作成などを行うこと。

(3) 照明施設修正設計業務

電線共同溝修正設計業務に併せ、道路照明灯の更新工事、電源地中化に必要な修正詳細設計を行うものである。

第1号第1項及び第1号第2項と同様に貸与する過去の電線共同溝の詳細設計成果物を参考に、以下の内容を考慮すること。

- ア 業務委託共通仕様書の設計参考資料に基づき道路照明灯の修正設計を行うこと。
- イ 道路照明灯は原則、連続照明として設計するが、別途、指定する交差点については交差点照明として設計を行うこと。
- ウ 電線共同溝計画、周辺状況、既存施設、計画、環境等に配慮して設計を行うこと。

第5号業務 検討等業務⑤

<道路空間の再配分に向けた検討>

1 自転車通行空間創出手法の検討及び計画

対象箇所は、以下のとおりである。「別紙5 位置図5」を参考

令和7年9月末まで (合計 約5.3km)

- ・ 大阪和泉泉南線 (約3.3km)
- ・ 国道176号 (約0.8km)
- ・ 大阪池田線 (約1.2km)

(2) 自転車通行空間（自転車道等）詳細検討【道路詳細設計（B）※予備設計なし】

対象箇所において、本市より貸与する測量の成果を基に、自転車通行空間（自転車道等）の整備について詳細を検討し、計画平面図及び縦横断図、構造物等の一般図、工種別数量計算書を作成すること。

また、自転車通行空間（自転車道等）の整備にあたり、自転車駐車場の改良・移設が必要となる場合は、併せて詳細検討（設計）すること。

（作業区分内容）

ア 道路詳細設計（B）対象範囲

設計計画及び施工計画	○
------------	---

現地踏査	○
平面縦断設計	○
横断設計	○
道路付帯構造物・小構造物設計	○
仮設構造物・用排水設計	○
設計図	○
数量計算	○
照査	○
報告書作成	○

※○印は本業務の対象範囲を示す。

イ 道路詳細設計（B）補正条件

地形	市街地
車線数	3～4車線
複断面	無し
歩道設計	有り
暫定計画	無し
取付道路、付替水路等	有り
道路環境関連施設	有り
特殊法面	無し
工区分割	無し
地盤改良	無し
現道拡幅等で車線変更等	無し

（業務にあたっての留意点）

- ア 第7号業務第1号の結果から、道路幅員の中で車道・歩道・植樹帯等に加えて自転車の通行空間に必要な幅員を確保し、本市道路構造条例の特例値等から断面構成を決定し、自転車通行空間の整備形態を選定し、交通管理者等へ協議する。
- イ 交通管理者をはじめとする関係機関との協議において発生する改良案等については、監督職員の指示に基づき、構造物の配置など随時検討・修正を行うこと。また、法定外の路面表示の記載内容、設置方法などについては、必要に応じて検討・提案すること。
- ウ 平面図作成においては、街区毎に数量がわかる図面を作成し、引き出し線、番号、凡例、集計表等を記載し、判別が容易となるよう取りまとめるものとする。
- エ なお、関係機関協議により変更が生じる場合は、協議内容を反映し修正すること。

(4) 電線共同溝修正設計業務

第1号第1項で作成する図面について、電線共同溝の修正詳細設計を併せて行い、計画平面図及び縦横断図、構造物等の一般図、工種別数量計算書を作成すること。(財)道路保全技術センター発行の「電線共同溝」(平成7年11月)に基づき行うものとする。

電線共同溝配置計画においては、管路・柵等の計画位置が、他の埋設企業者と近接する場合は、埋設物の移設を含めて検討すること。

連携設備の立上や電力等の地上機器が必要な柵等に関しては、設置にあたり支障を及ぼさない配置とし、電線管理者等とこれら位置決定の協議に必要な資料作成などを行うこと。

(5) 照明施設修正設計業務

電線共同溝修正設計業務に併せ、道路照明灯の更新工事、電源地中化に必要な修正詳細設計を行うものである。

第1号第1項及び第1号第2項と同様に貸与する過去の電線共同溝の詳細設計成果物を参考に、以下の内容を考慮すること。

- ア 業務委託共通仕様書の設計参考資料に基づき道路照明灯の修正設計を行うこと。
- イ 道路照明灯は原則、連続照明として設計するが、別途、指定する交差点については交差点照明として設計を行うこと。
- ウ 電線共同溝計画、周辺状況、既存施設、計画、環境等に配慮して設計を行うこと。

<第6号業務> 検討等業務⑥

<道路空間の再配分に向けた検討>

1 自転車通行空間創出手法の検討及び計画

対象箇所は、以下のとおりである。「別紙6 位置図6」を参考

令和7年9月末まで

- ・ 大阪高槻京都線(約0.3km)

(1) 自転車通行空間(自転車道等)詳細検討【道路詳細設計(B)※予備設計なし】

対象箇所において、第7号業務第2号第1項平面図作成の成果を基に、自転車通行空間(自転車道等)の整備について詳細を検討し、計画平面図及び縦横断図、構造物等の一般図、工種別数量計算書を作成すること。

また、自転車通行空間(自転車道等)の整備にあたり、自転車駐車場の改良・移

設が必要となる場合は、併せて詳細検討（設計）すること。

（作業区分内容）

ア 道路詳細設計（B）対象範囲

設計計画及び施工計画	○
現地踏査	○
平面縦断設計	○
横断設計	○
道路付帯構造物・小構造物設計	○
仮設構造物・用排水設計	○
設計図	○
数量計算	○
照査	○
報告書作成	○

※○印は本業務の対象範囲を示す。

イ 道路詳細設計（B）補正条件

地形	市街地
車線数	5車線
複断面	無し
歩道設計	有り
暫定計画	無し
取付道路、付替水路等	有り
道路環境関連施設	有り
特殊法面	無し
工区分割	無し
地盤改良	無し
現道拡幅等で車線変更等	無し

（業務にあたっての留意点）

- ア 第7号業務 第1号の結果から、道路幅員の中で車道・歩道・植樹帯等に加えて自転車の通行空間に必要な幅員を確保し、本市道路構造条例の特例値等から断面構成を決定し、自転車通行空間の整備形態を選定し、交通管理者等へ協議する。
- イ 交通管理者をはじめとする関係機関との協議において発生する改良案等については、監督職員の指示に基づき、構造物の配置など随時検討・修正を行うこと。また、法定外の路面表示の記載内容、設置方法などについては、必要に応

じて検討・提案すること。

- ウ 平面図作成においては、街区毎に数量がわかる図面を作成し、引き出し線、番号、凡例、集計表等を記載し、判別が容易となるよう取りまとめるものとする。
- エ なお、関係機関協議により変更が生じる場合は、協議内容を反映し修正すること。

第7号業務 測量等業務①

1 交通状況調査・交通シミュレーション

(1) 交差点交通量調査

自転車通行空間の整備を進める市内の各地点における、交通状況を把握するため、交通量調査を実施すること。

ア 調査箇所 「別紙1 位置図1」を参考

- ・調査箇所は、以下のとおりとする。受注者において、調査計画をたて、必要となる箇所（30箇所以上）について、監督職員の承諾を得ること。

(ア) 築港深江線（中央大通：九条2交差点を含む）の検討業務に必要と考えられる交差点

(イ) 大阪市無電柱化整備計画（2020年3月）の無電柱化路線一覧の重点14路線のうち第1号業務 第1号第2項で示している5路線について、設計検討上必要と考えられる交差点。

(ウ) 優先的に整備する路線（裁判所東筋線、鳥居筋線、大阪八尾線、大阪臨海線）のうち0.5kmを設計検討する上で、必要と考えられる交差点。なお、路線の選定については、監督職員により指示を行う。

イ 調査日及び調査時間

- ・調査時間は12時間とする。
- ・調査日は、受注者が選定し、事前に監督職員の承認を得ること。

ウ 調査方法

- ・調査対象は、交差点の各流入部における自動車、交差点を横断する歩行者及び自転車とする。
- ・歩行者は方向別（上り・下り）で1時間毎に計測すること。
- ・自転車は方向別（上り・下り）に加え、通行位置別（車道・歩道）に区分して1時間毎に計測すること。
- ・自動車は方向別（上り・下り、直進・右左折などの車線毎）に加え、種別（大型車、小型車、動力付き二輪車類、タクシー）を分類して1時間毎に計測すること。
- ・交通量については、車道部、歩道部、交差道路車道部、交差道路歩道部に分けて調査を行うこと。

エ 資料整理

- ・ 監督職員の指示に基づいて、通行方向別等に集計し、調査結果を取りまとめること。

(2) 交通シミュレーション

受注者において、調査計画をたて、必要となる箇所（1箇所以上）について、監督職員の承諾を得ること。ビデオカメラ等で記録したデータから歩行者・自転車の通行状況及び自動車の左折時の自転車の挙動等を分析し、ヒアリハットの可視化等を行い、道路の利用状況（単路部、交差点部での自転車の走行箇所）を考察すること。

また、第1号業務第1号第1項アの調査箇所において、車道削減を行う可能性がある場合、単路部及び交差点部における交通影響（渋滞影響）を評価すること。

2 三次元レーザ点群数値図化

本市より貸与する車載写真レーザ点群測量（車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量）の成果を基に、数値地形図（平面図及び中心線、縦横断面図）を作成すること。

(1) 平面図作成

測量の対象となるものは、既設道路状況（舗装材・視覚障がい者誘導用ブロック等）、道路に面した家屋の各部（敷地境界・出入口の位置・家屋名称）、道路施設、道路附属施設、各境界ブロック、樹木、側溝、集水桝、各種人孔、各種柱類、区画線、鉄道、堤防、田畑、橋梁及び交差する道路等とする。

平面図の縮尺については、監督職員と協議のうえ、決定する。また、平面図には20m毎に測点を記入するものとする。

「2」 設計協議

業務着手時においては管理技術者、成果品納品時においては、管理技術者・照査技術者が立ち会うこととする。また、打合せ内容については毎回議事録を作成し速やかに提出すること。

中間打ち合わせは原則1回/月とするが、協議等により変更できることとする。ただし、受注者の理由によるものは設計変更の対象としない。

本市監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。

「3」 報告書概要版の作成

今回業務の検討内容成果をとりまとめた報告書概要書を作成する。また、報告書概要版には、ダイジェスト版及びその他関係資料を作成し、添付するものとする。

- ・ ダイジェスト版として、A3 サイズ 数ページを作成すること
- ・ また、報告書については、受注者は業務の成果として、業務委託共通仕様書（I-2-1-1-13）設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、事項について解説し、取りまとめるものとする。
 - 1 計画の概要
 - 2 地域の現況及び関連協議資料
 - 3 各種検討の経緯とその結果
 - 4 設計計算書
 - 5 概算事業費および工程
 - 6 その他必要事項

「4」 貸与資料

貸与資料は、その都度、監督職員より貸与するものとし、監督職員の請求があった場合は速やかに返納しなければならない。また、借用簿を作成し監督職員に提出しなければならない。なお、以下の資料については貸与する予定とする。

- ・ MMS 測量データ
- ・ 過年度検討資料
- ・ 過去の電線共同溝の詳細設計成果物
- ・ 工事竣工図書

「5」 指定部分等について

本業務は2カ年を予定しており、各年度の業務内容は次のとおりである。

実施年度	業務内容
令和7年度「指定部分」	第5号業務、第6号業務
令和7年度	第4号業務
令和8年度	第1号業務、第2号業務、 第3号業務、第7号業務

上記に示す令和7年度「指定部分」の業務内容は、契約書第43条に基づく「指定部分」とするため、令和7年9月30日までに業務を完了し、委託成果物を発注者に引き渡さなければならない。なお、「指定部分」については、「部分引き渡しに係る業務委託料」として支払いを行うこととする。

また、令和7年度「指定部分」を除き、令和7年度に完了した業務内容については、令和7年度末に履行確認のための検査を行い、部分払いを行うこととする。ただし、業務内容に変更があった場合はその限りではない。詳細については、監督職員と協議のうえ決定する。

「6」その他

- 1 履行期限については、以下のとおりとする。

第1号業務：令和9年3月31日

第2号業務：令和9年3月31日

第3号業務：令和9年3月31日

第4号業務：令和8年3月31日

第5号業務：令和7年9月30日

第6号業務：令和7年9月30日

第7号業務：令和9年3月31日

なお、上記、履行期限までに各業務の成果品を提出することとする。

- 2 本督職員が指示した事項については、指定した期間内に成果としてまとめ、報告をすること。他の業務等の理由での業務遅延は認めない。

上記項目やその他の内容について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議を行い、指示を受けること。

- 3 第4号業務については令和8年3月末、第5号業務及び第6号業務については、和7年9月末までに履行確認のための検査を行うこととする。なお、詳細については監督職員と協議の上、決定することとする。

- 4 上記項目やその他の内容について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すること。

- 5 発注者、各事業関係者および第三者等との間で生じる一切の紛争の解決は、紛争当事者間で図るものとし、受注者はその紛争に一切関与しない。ただし、事業に関する紛争で発注者が当事者となっているもので、かつ発注者の依頼があるときに限り、事業に関する技術的説明の限度で、発注者に助言する。

特記仕様書(4)

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務の履行について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

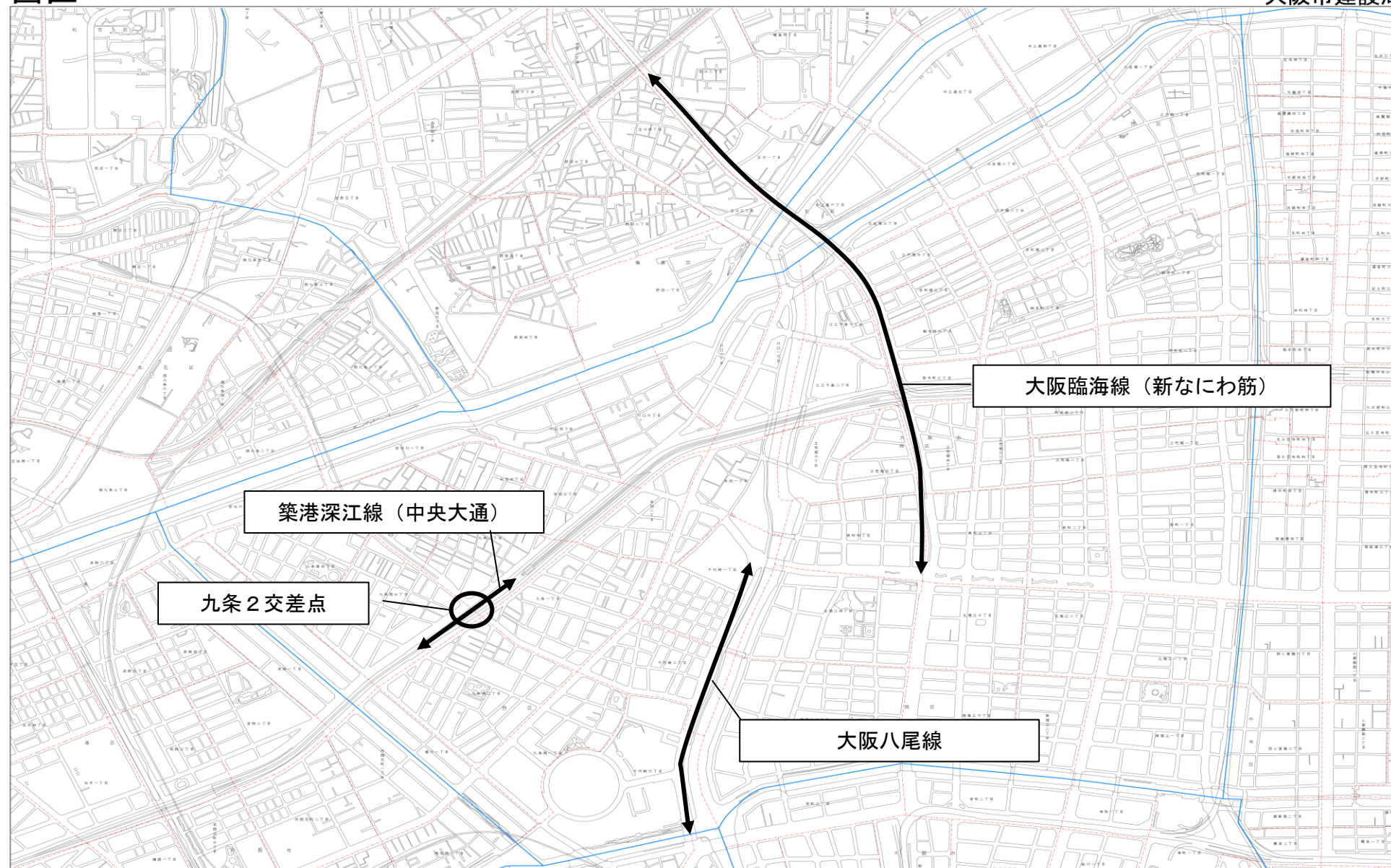
第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

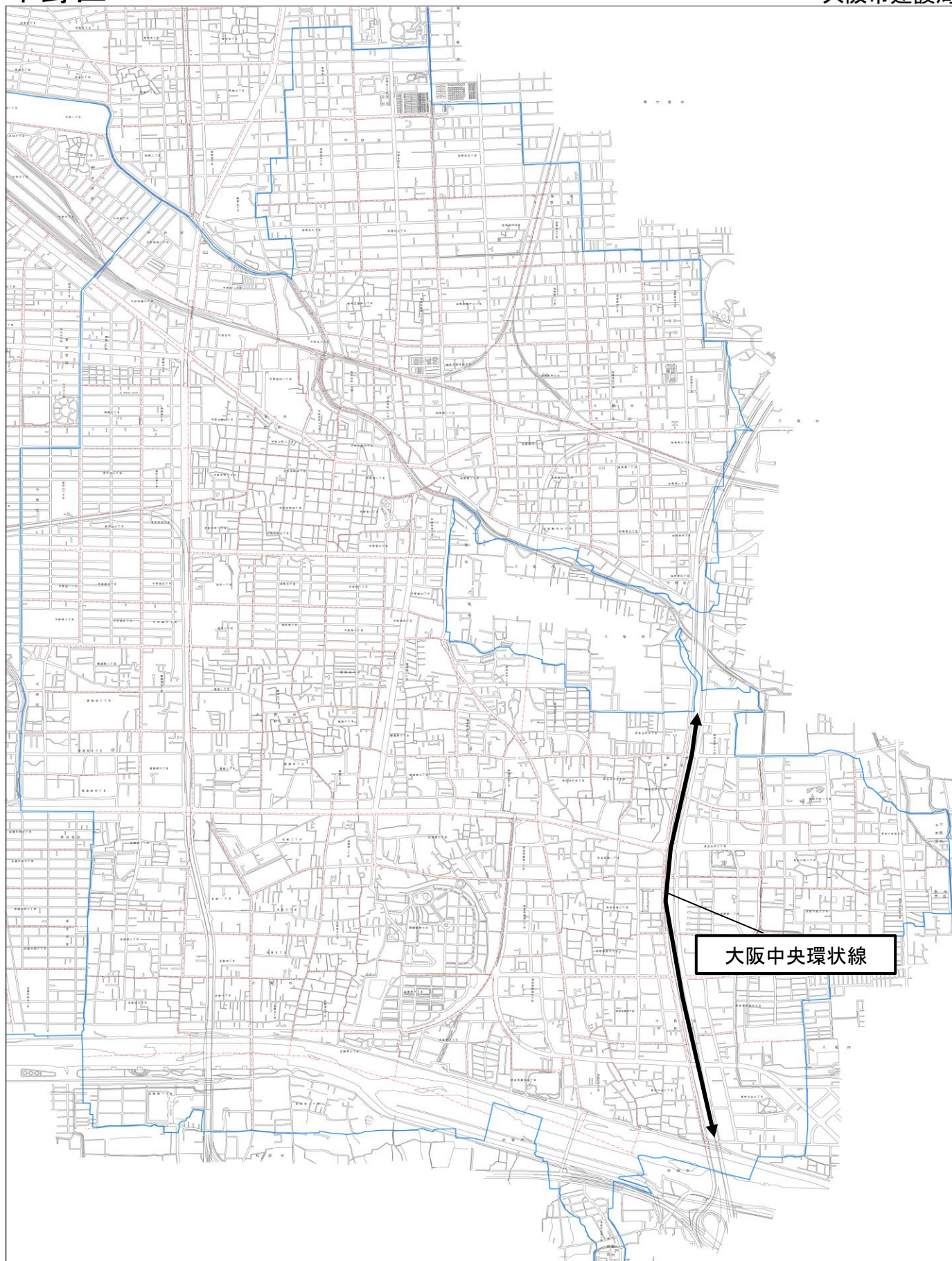
(発注者：大阪市 受注者：請負者)

別紙1 位置図1

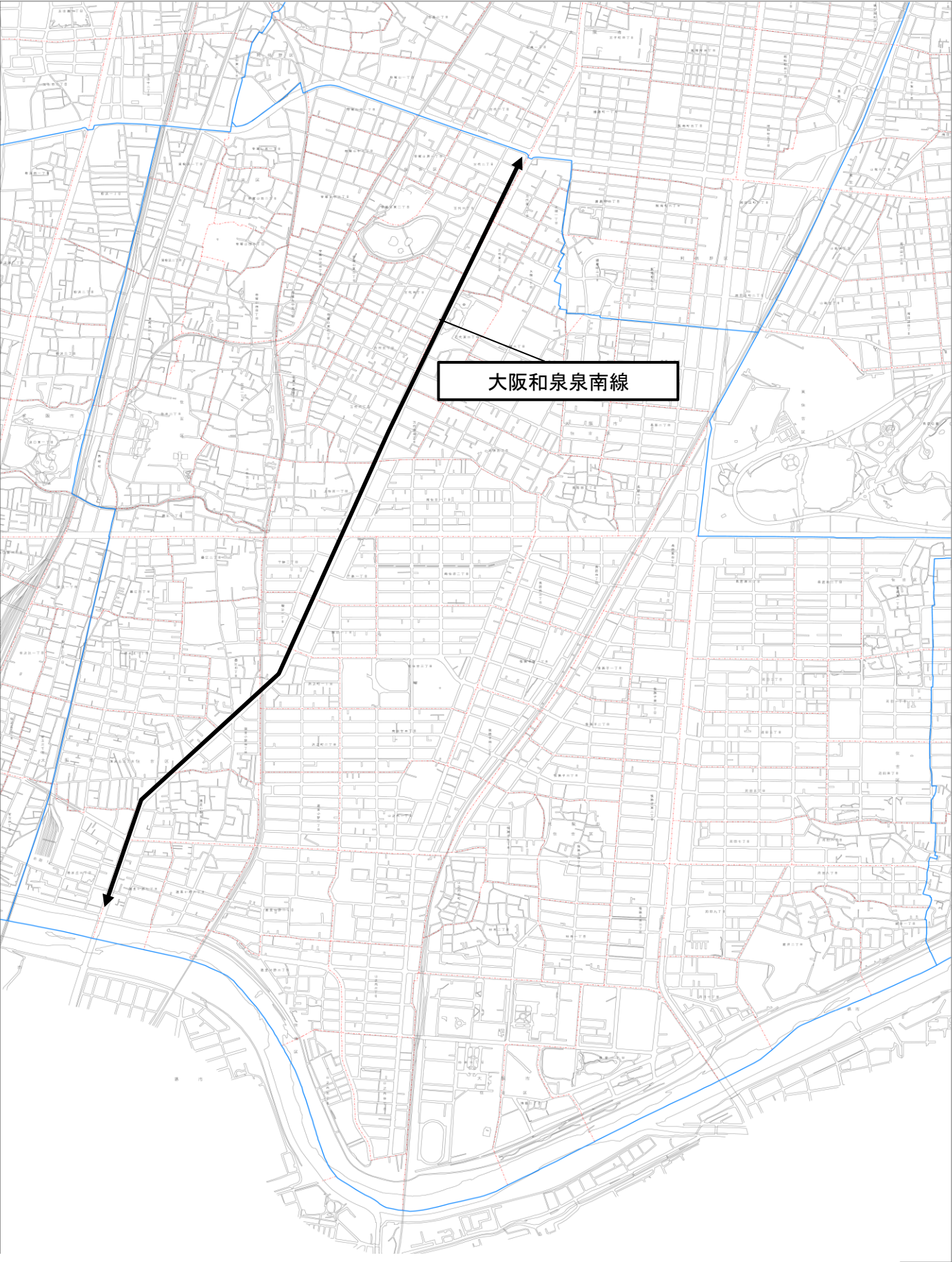


平野区

大阪市建設局

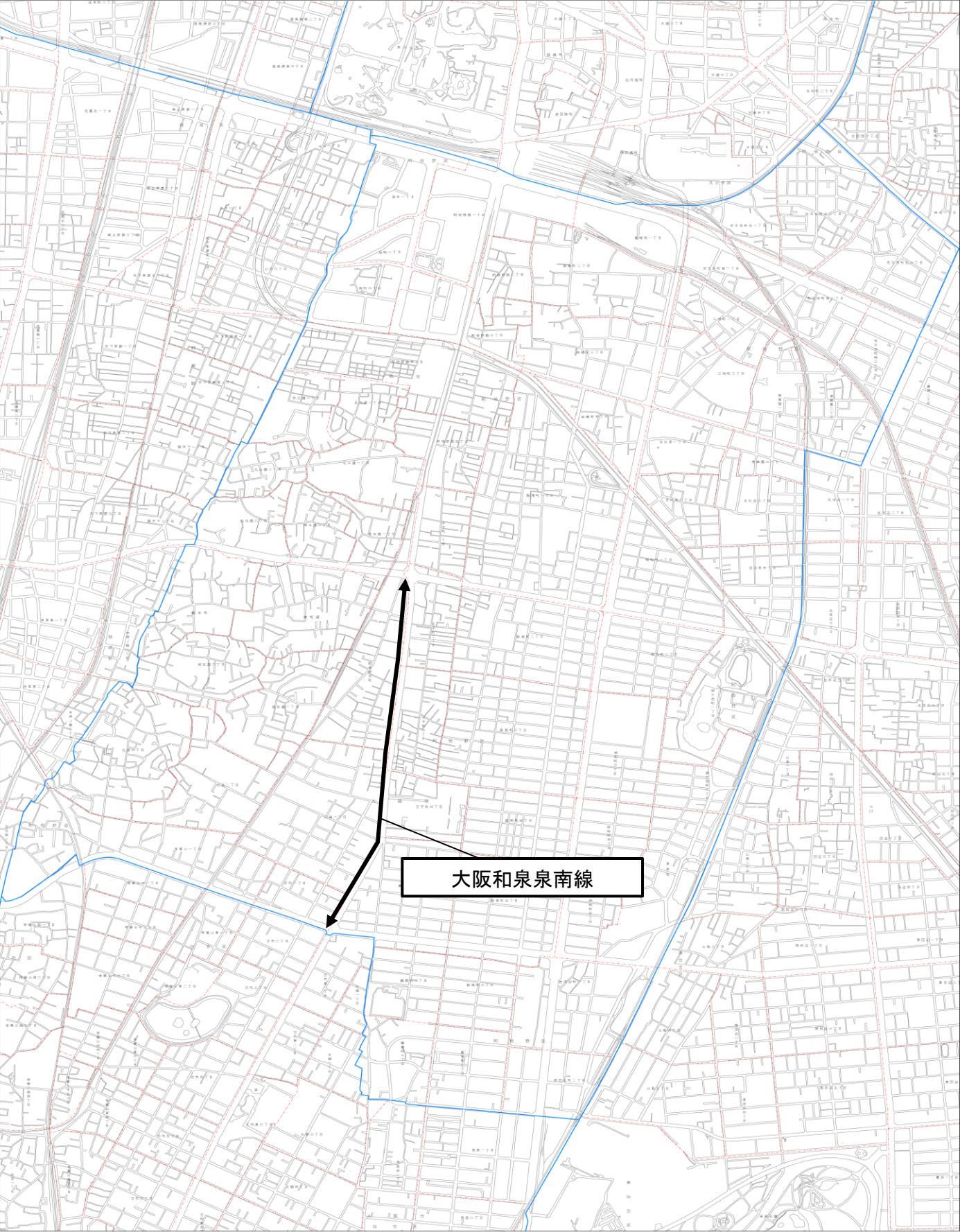






阿倍野区

大阪市建設局



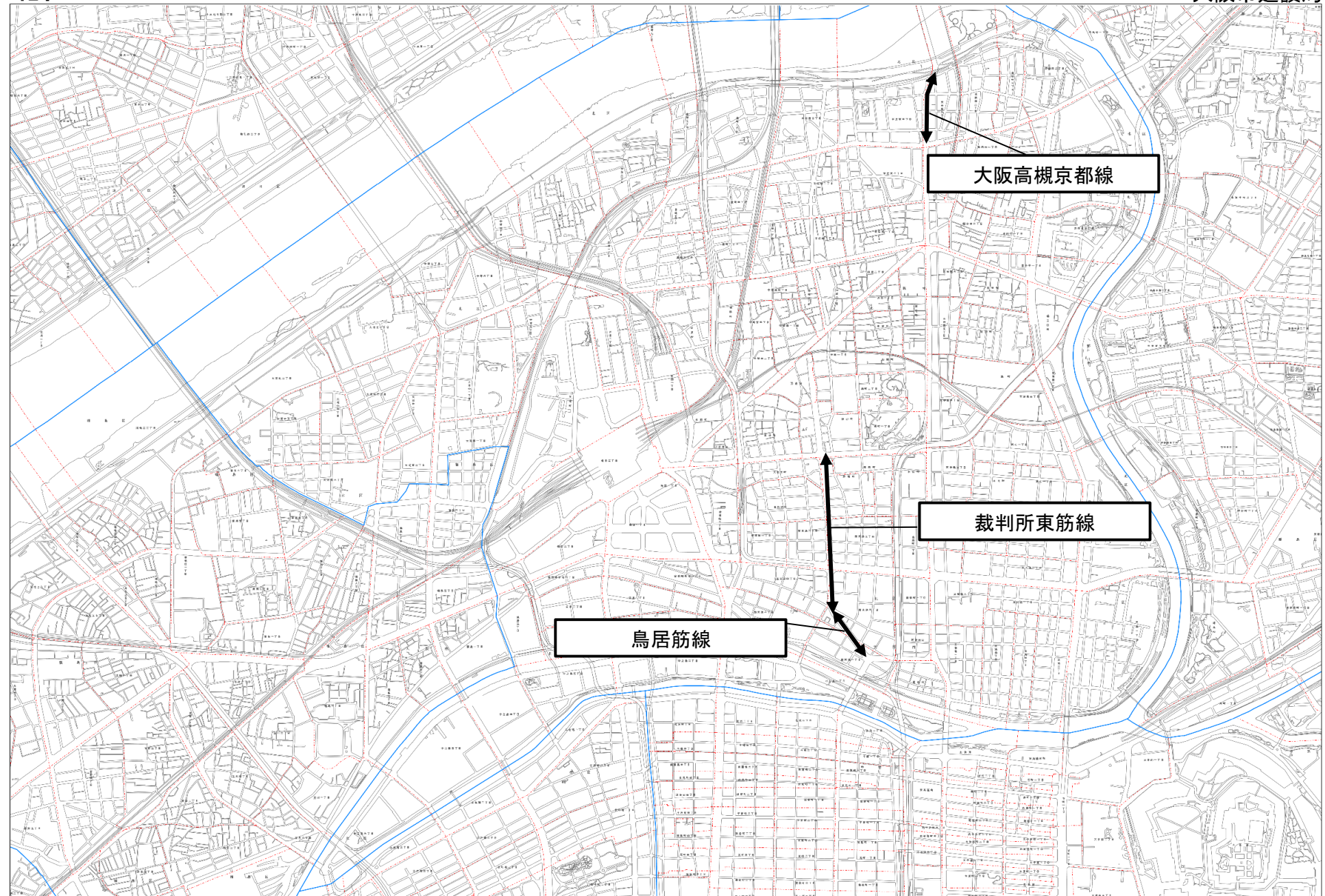
天王寺区

大阪市建設局



北区

大阪市建設局

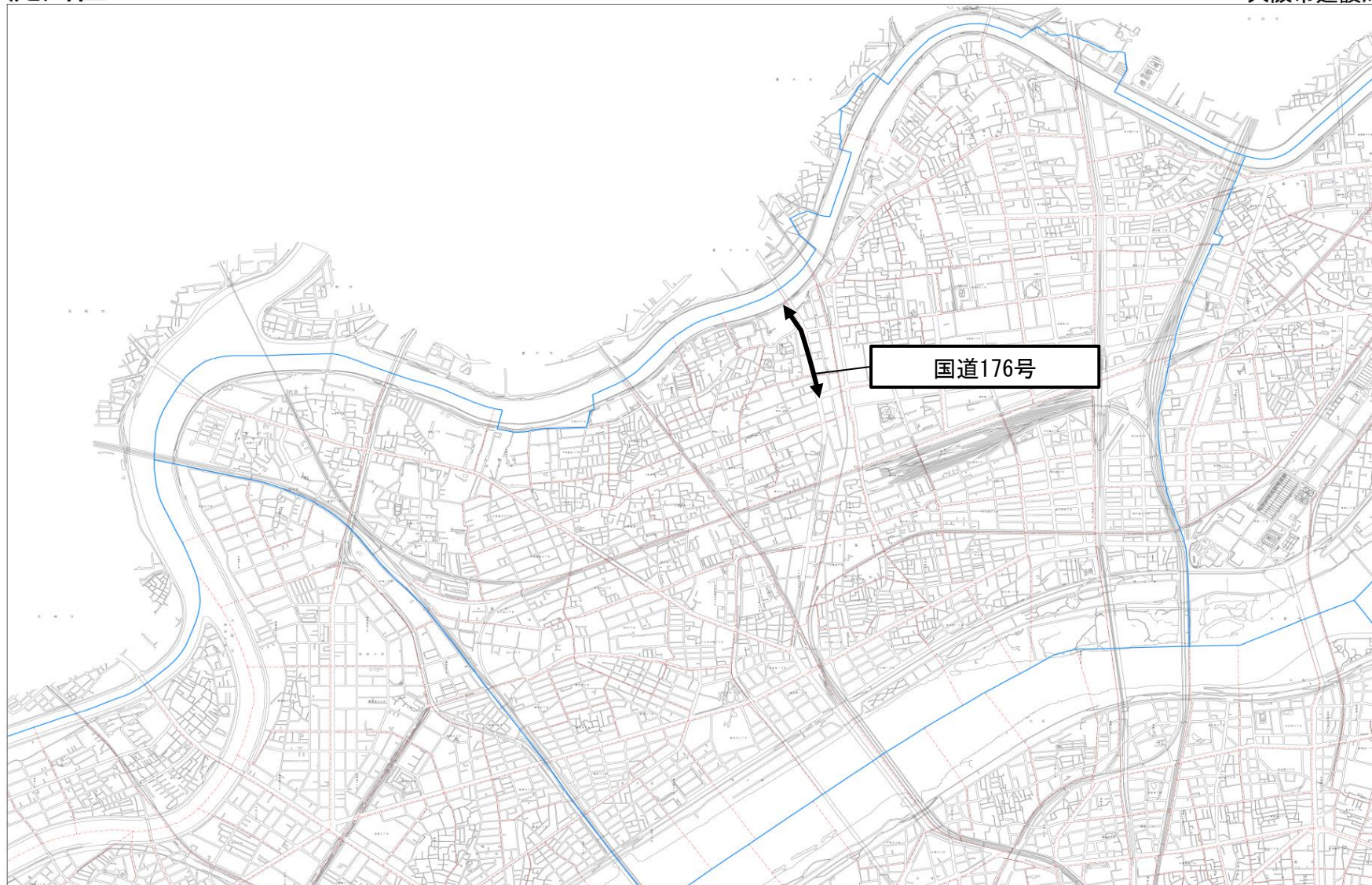


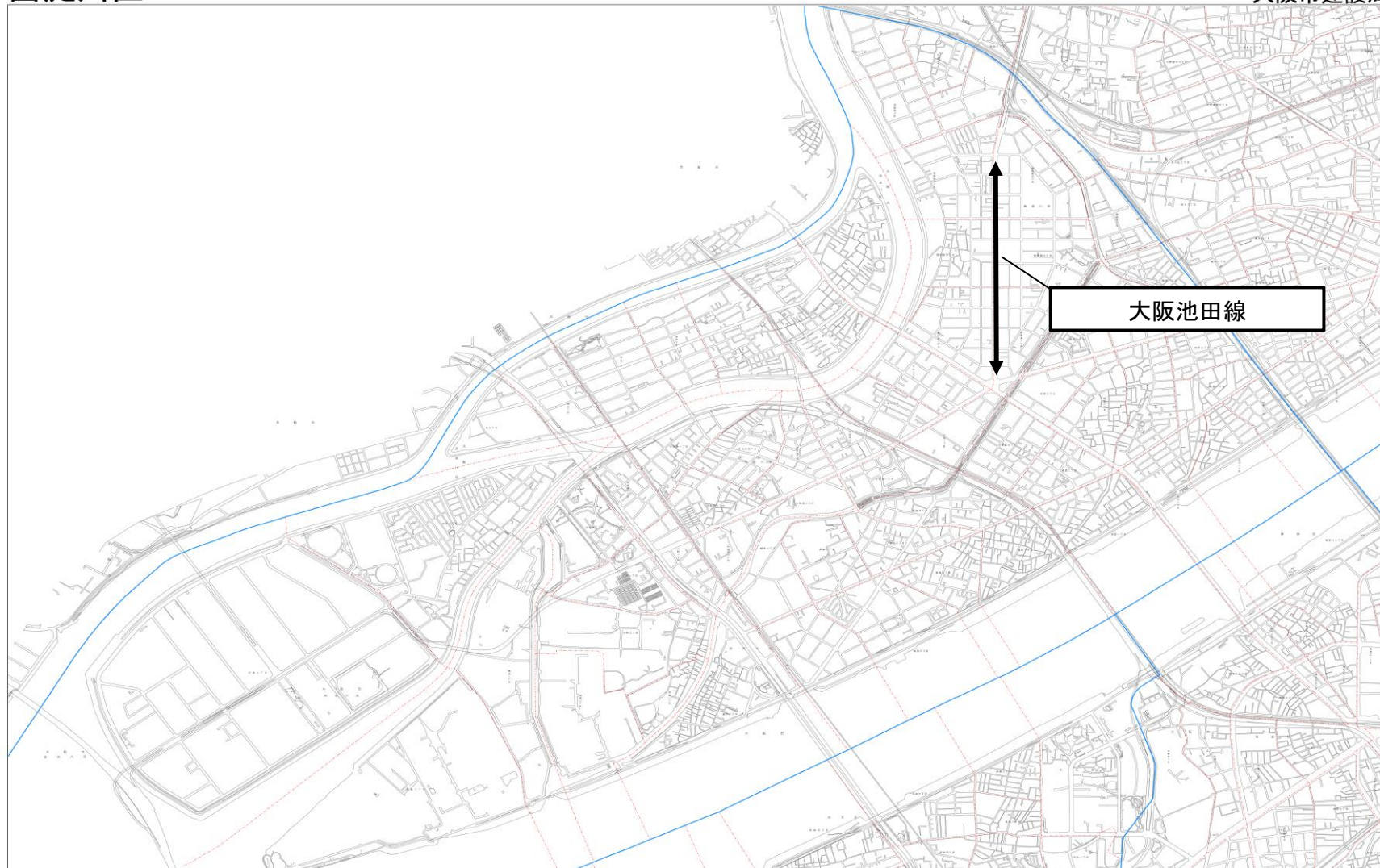
大阪高槻京都線

裁判所東筋線

烏居筋線





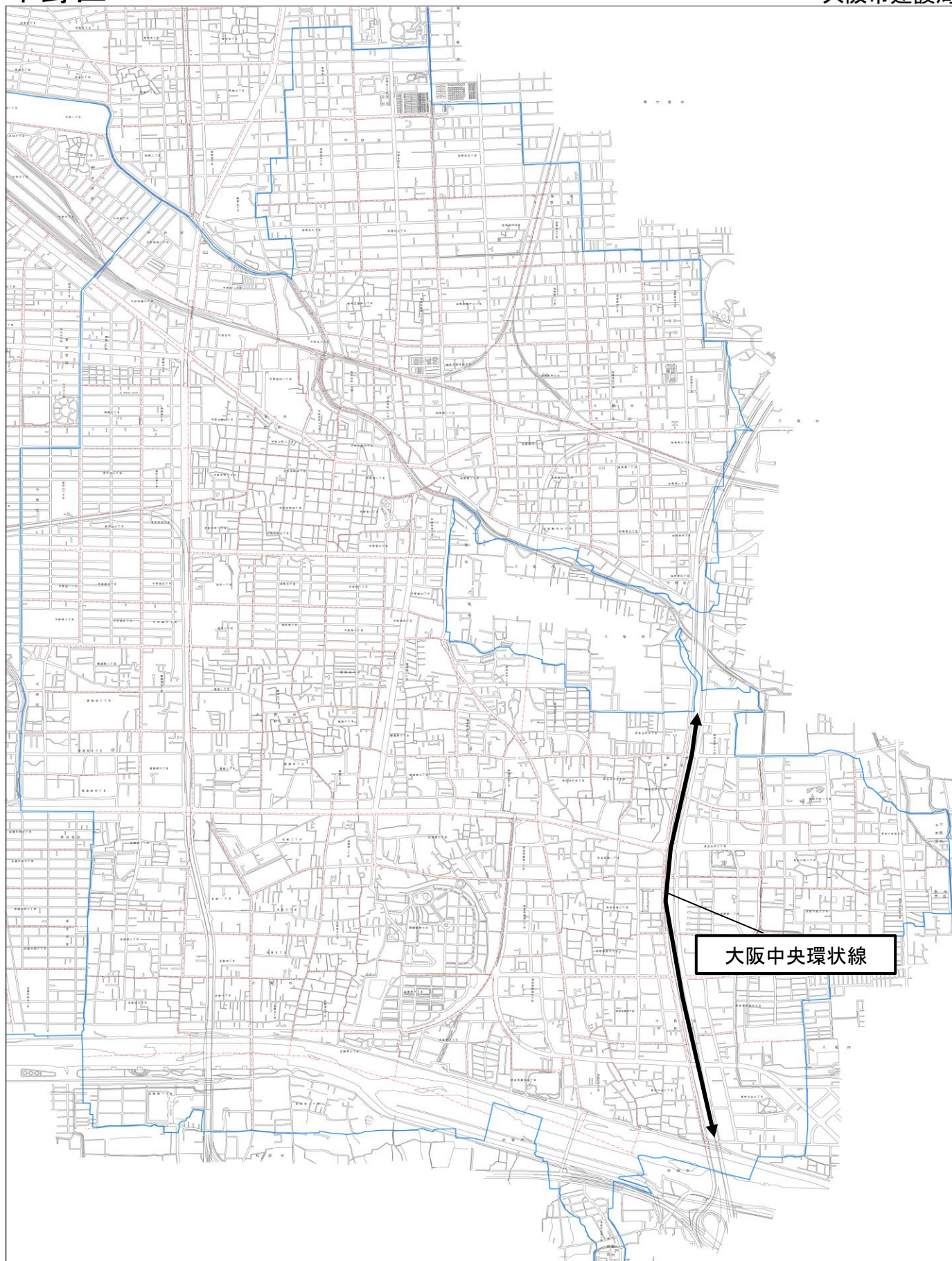


大阪池田線

別紙2 位置図2

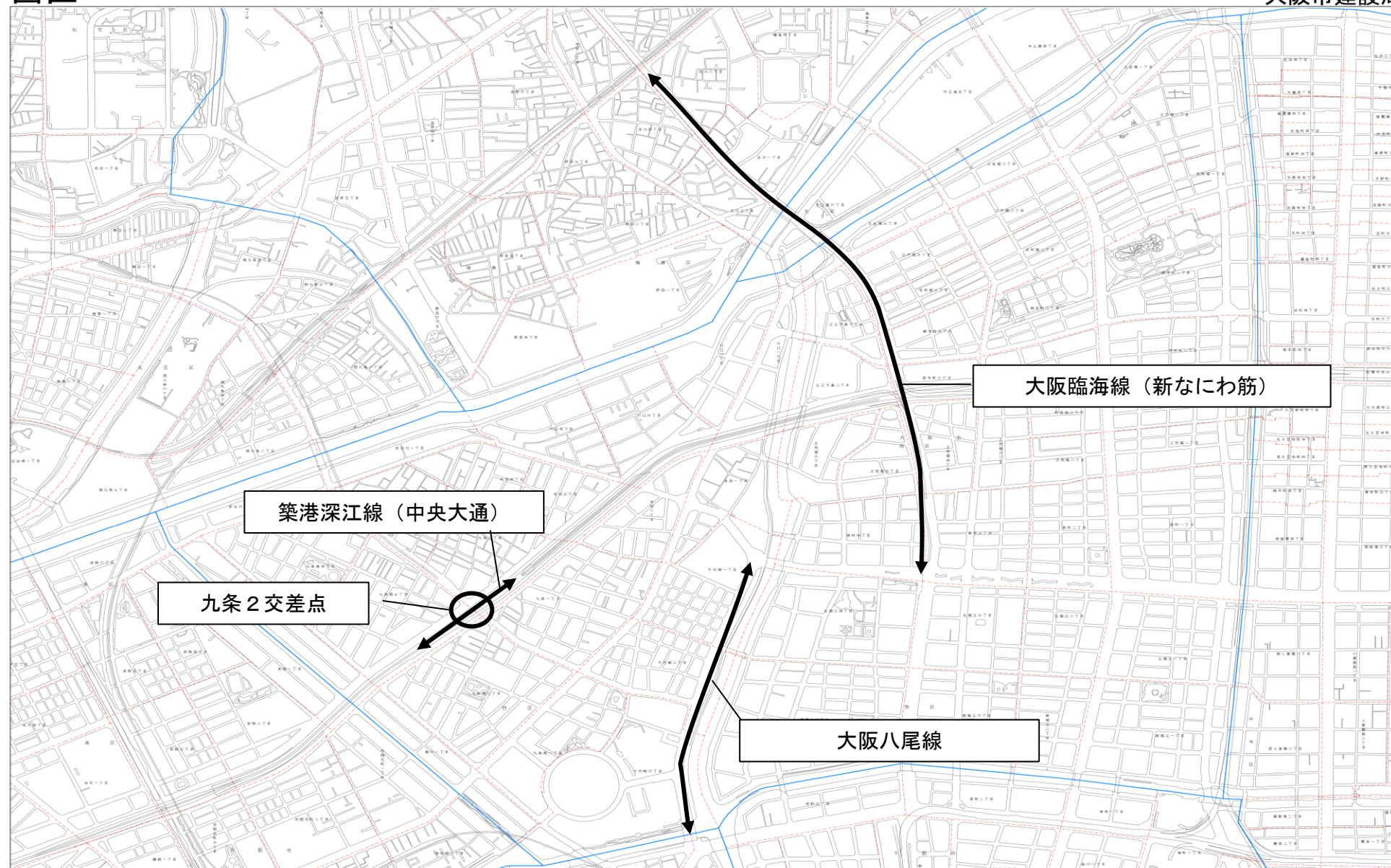
平野区

大阪市建設局





別紙3 位置図3



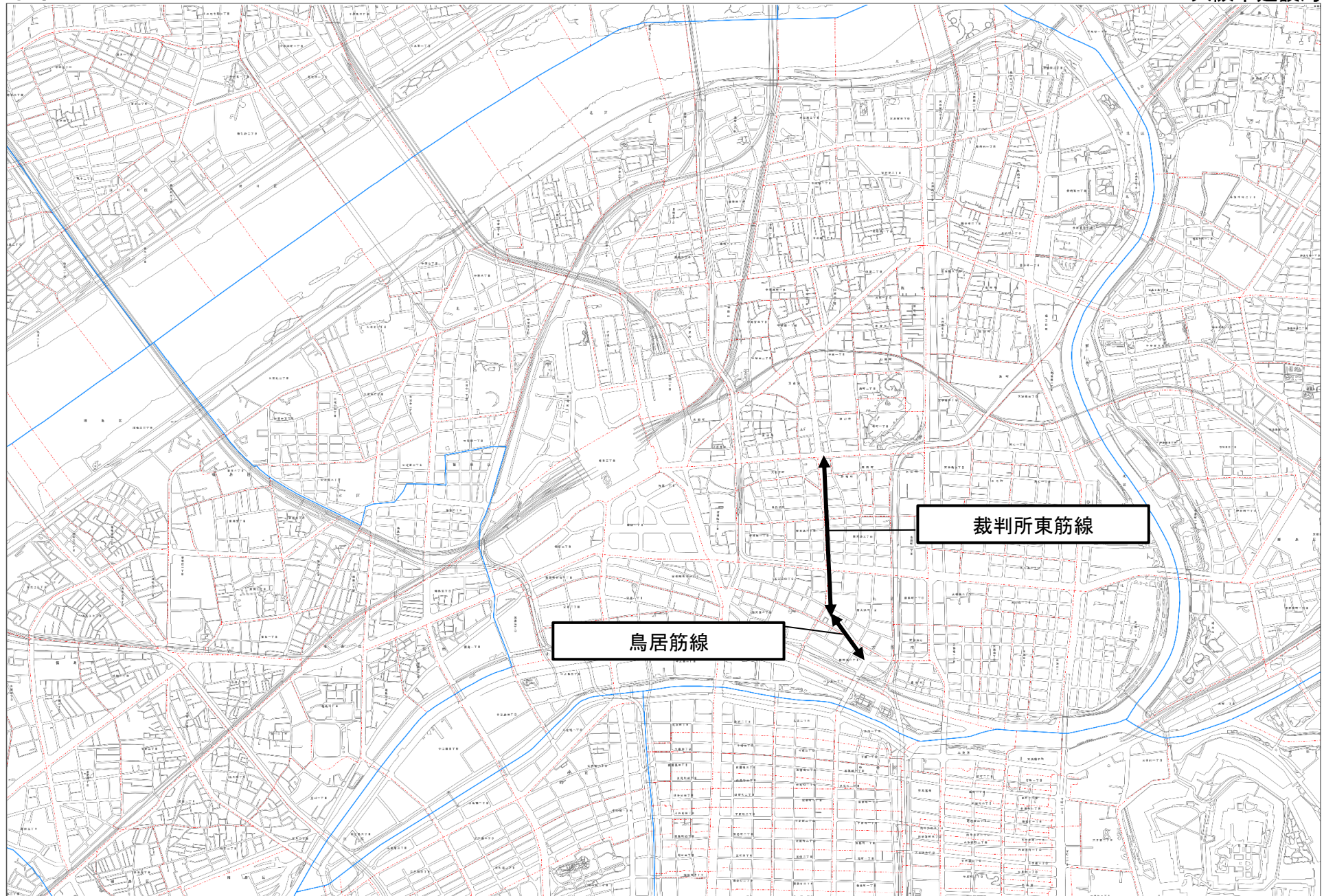


大阪中央環状線

天王寺区

大阪市建設局

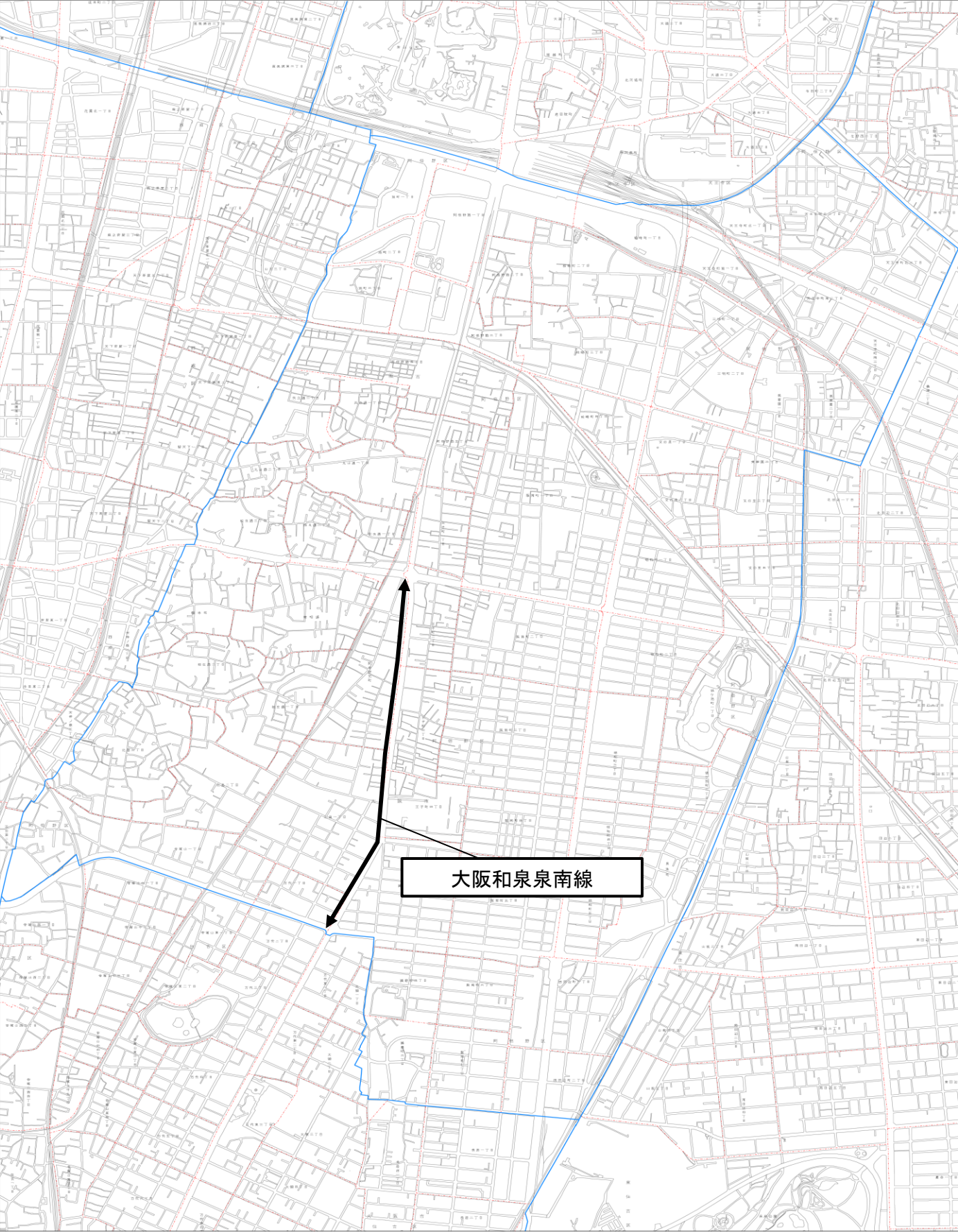




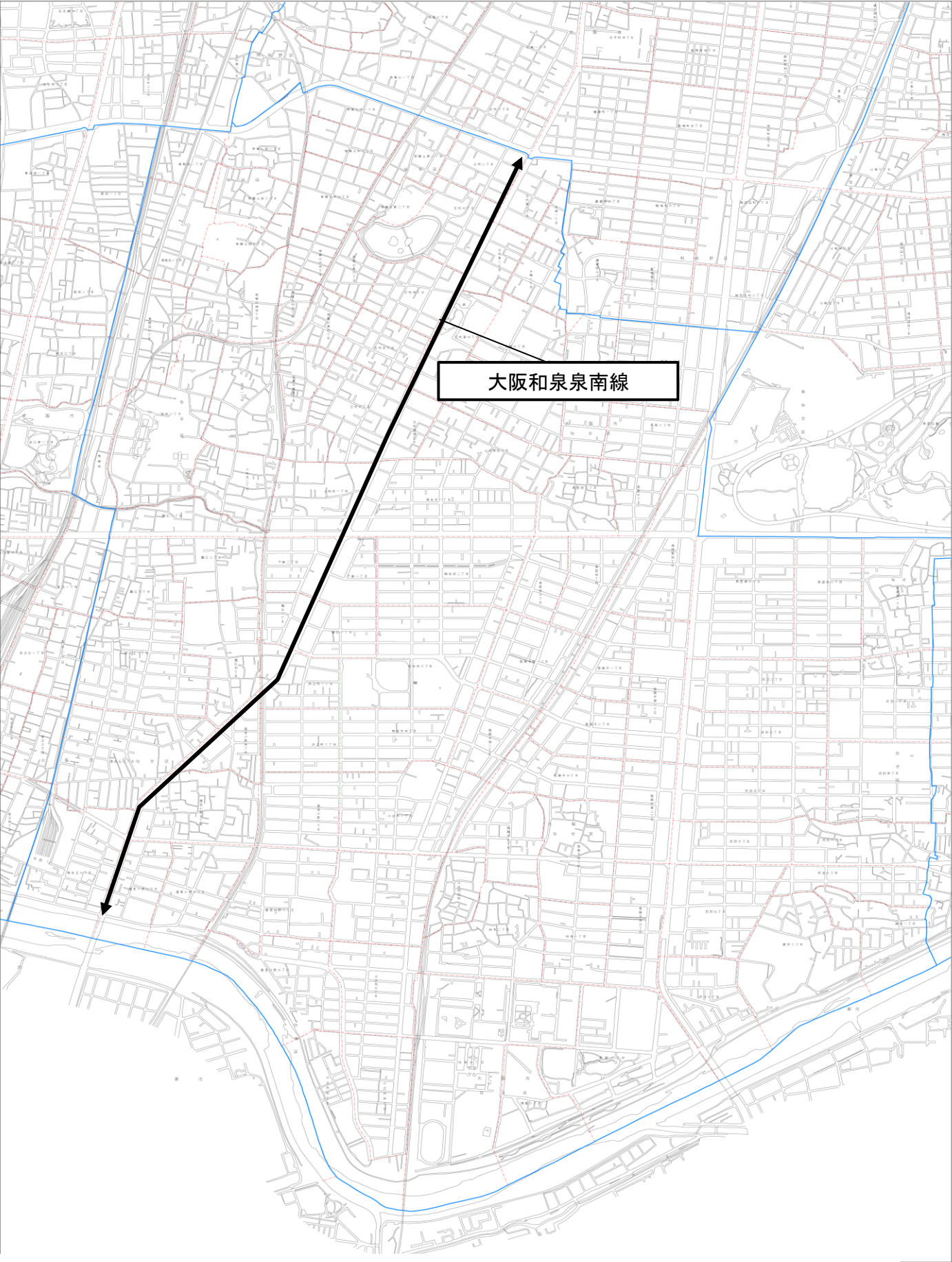
別紙4 位置図4

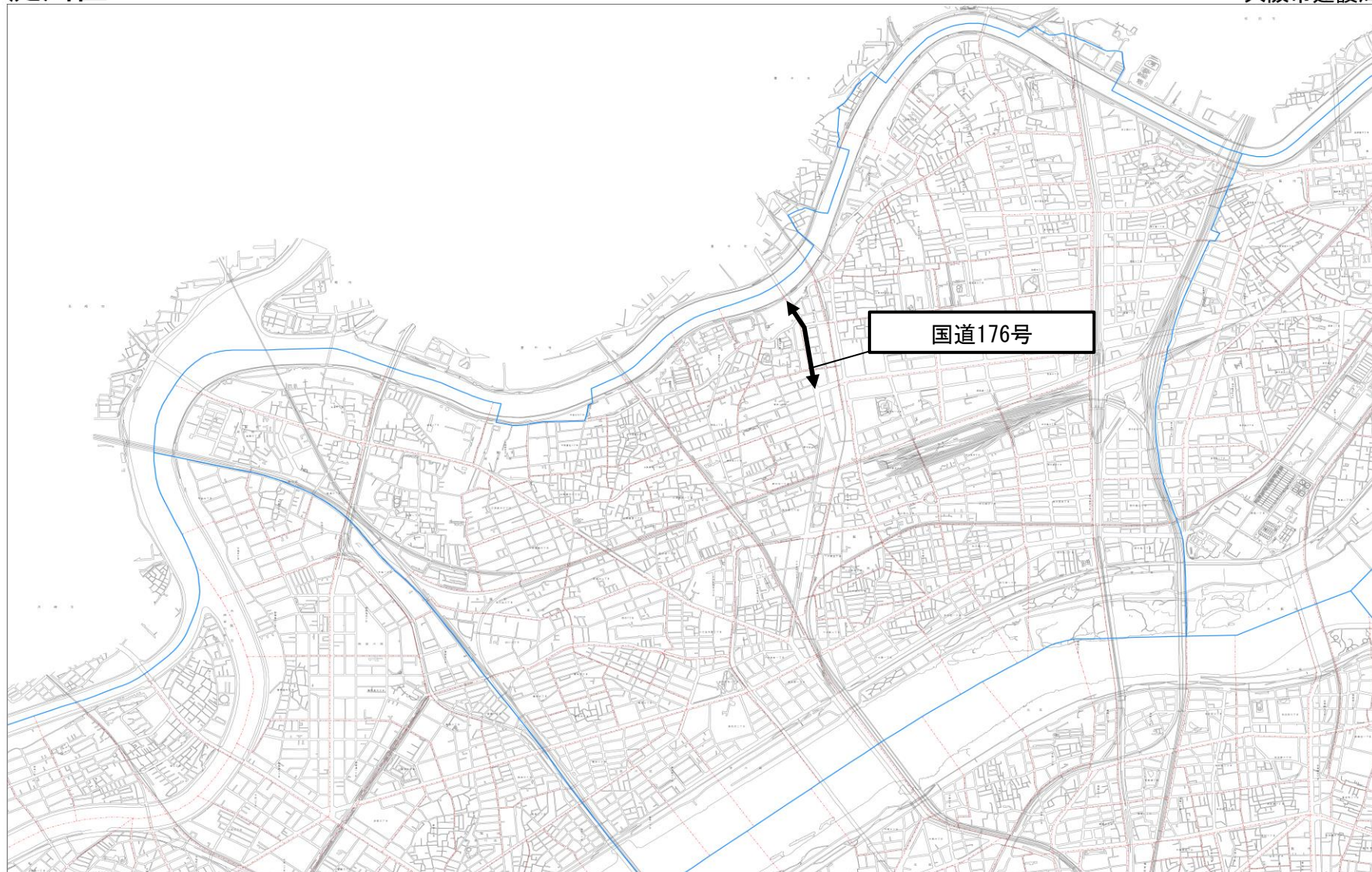
阿倍野区

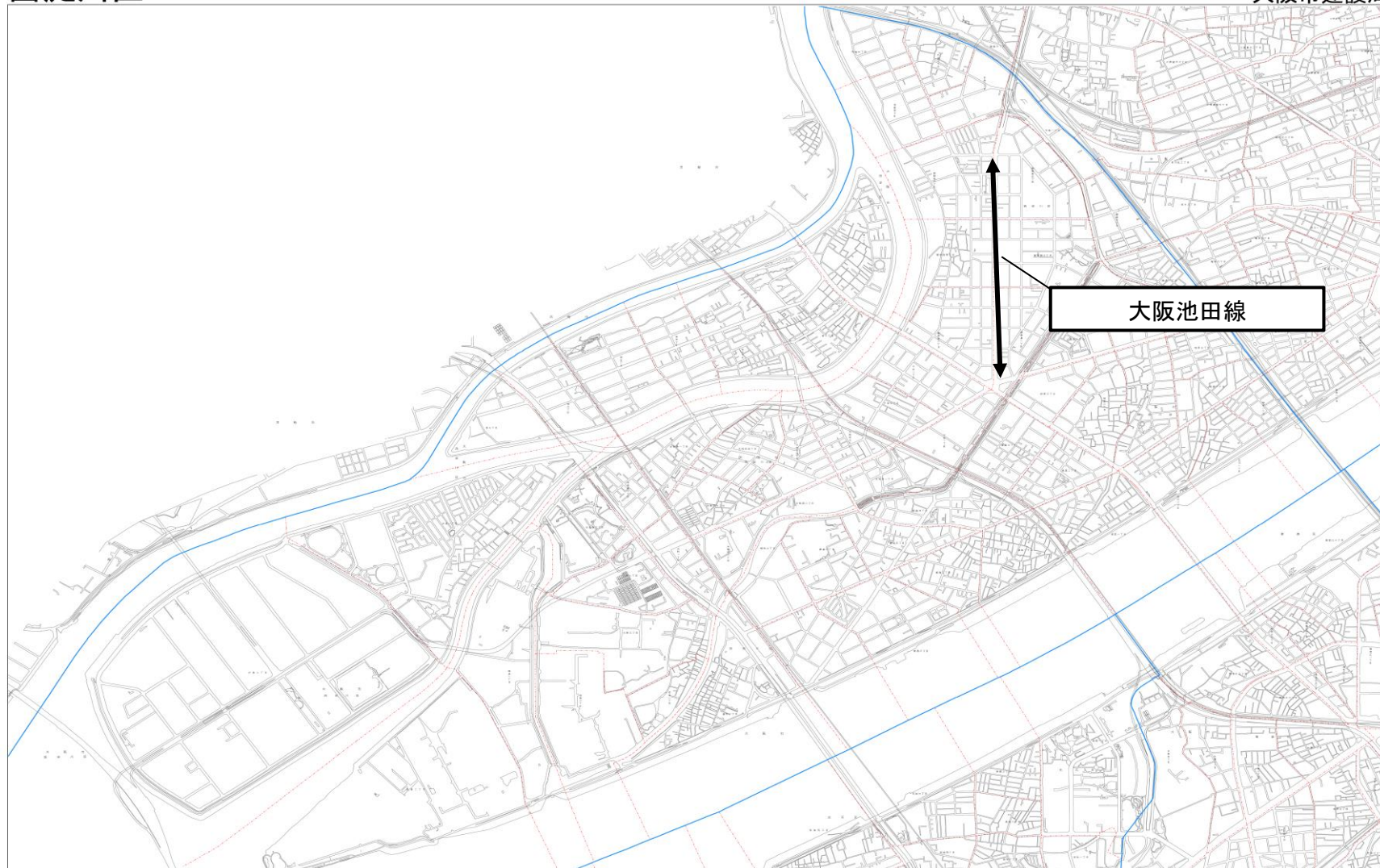
大阪市建設局



別紙5 位置図5







別紙6 位置図6

北区

大阪市建設局

